

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額措置

(令和8年4月1日作成)

耐震改修された住宅で、次の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額の2分の1が減額されます。

1 要件

(1) 改修住宅

昭和57年1月1日以前から存在する住宅〔専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）〕

(2) 減額対象工事

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように耐震改修が行われた住宅（アパートも含む）

(3) 工事費用

耐震改修に係る費用が一戸当たり50万円以上のもの

(4) 工事期間

令和13年3月31日までに工事が完了したもの

2 提出書類

(1) 耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書

(2) 耐震改修に要した費用の領収書

(3) 耐震改修証明書

※証明書は、秦野市建築指導課（秦野市木造建築物耐震改修等補助金を受けて実施したもの）、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの

3 申告期限

改修工事完了後3か月以内

4 減額期間

改修工事完了した年の翌年度のみ

5 減額される税額（居住部分のみで都市計画税は対象外）

改修住宅1戸あたり120平方メートル相当分の固定資産税額2分の1を減額

6 申告及びお問い合わせ先

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 資産税課 家屋償却資産担当

電話 0463-82-5111 (代表) 内線 2236・2237・2238

0463-82-7391 (直通)